

湯川村複合施設建設検討委員会 提言書

湯川村複合施設建設検討委員会

令和6年2月

第1 検討の背景

湯川村（以下「村」という。）における公共施設等の管理は、具体的な管理計画を定めた「湯川村公共施設個別計画（令和2年3月策定。以下「個別計画」という。）に基づき対応方針を定めているところです。

村は「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日号外法律第15号）」に基づく過疎地域として指定を受け、過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）の借入等で財政的な優遇措置を受けてきました。しかし、令和3年3月31日をもって当該法律の期限を迎え、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日号外法律第19号）」が制定されました。新法において、村は過疎地域の指定から外れ、指定を受けていることで活用できる各種優遇措置が年度経過とともに逡減されることとなり、令和9年度をもって終了します。優遇措置の一つとして公共施設整備等に活用していた、過疎債についても同様となりました。

役場庁舎付近の公共施設については、建築から30年～50年経過しているため、大規模修繕や長寿命化等については過疎債を活用することを前提に検討を進める予定でした。しかし、過疎債を活用する事業に期限が設けられたことから、今後の公共施設のあり方について早期に整理することが必要となりました。

村では、副村長を委員長とし、管理職にて構成する「湯川村公共施設等のあり方検討委員会」で、社会教育課長を部会長とし、職員にて構成する「湯川村公共施設等のあり方検討委員会作業部会」で、各々に検討を行いました。その結果、令和5年3月30日に公民館機能・保健福祉機能等を複合化した施設建設の検討を進める方向性を結論付けたところです。

こうした状況を踏まえ、村は今後の基本構想策定にあたっての助言・意見を村民から求めるため、湯川村複合施設建設検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、令和5年6月から5回の会議を開催しました。

今般、複合施設建設検討に係る意見を取りまとめたので、その内容について次のとおり提言するものです。

第2 提言の内容

1 整備の必要性

住民の利便性や将来の人口規模減少の観点から、現在分散されている施設を複合化していくことは必要だと考えます。その際は、複合施設内の行政機能等が密接に連携することで新しい価値を生み出し、住民サービスの向上を図っていくことが必要です。

建設時期については、財源を考慮し、令和9年度中の建設（竣工）を目標に進めることということについて理解はできる一方、一部の委員からは判断が拙速ではないかという意見もありました。

今後、建設検討を進めるにあたっては、村民への丁寧な説明及び意見聴取の機会を設けるよう要望します。

2 施設の在り方

複合施設は、今後の村の発展を支え、長きにわたって村の中核施設としての役割を果たせるような施設であることが求められます。そのためにも、限りある予算等の多様な条件の下、こういった施設としていくのか、整備後の管理運営負担やランニングコストが過度でないかという点や、今後の需要や人口減少等、将来を見据え総合的に判断し、整備当初だけではなく、長期的な視点に立ち、費用対効果を最大限にできるよう十分な検討が必要です。

また、施設整備はハード面に目が行きがちですが、提供するサービスやコンテンツ等のソフト面についても十分に考慮し、村民が快適かつ安心して利用できることはもちろん、新たな交流の拠点としても活用でき、地域コミュニティの発展に資するような施設であることが求められます。

加えて、これまでの主な公民館の利用者である社会教育関係団体のみならず、子どもや障がい者、高齢者等の全ての村民の利用が促進されるよう、十分に配慮した検討が必要です。

3 整備場所及び施設の階数

整備場所については、他に建設予定の建物が無いのであれば、役場庁舎（以下、「本庁舎」という。）との連携、住民利便性を考慮すると現在の本庁舎付近が望ましいと考えます。その中でも、現在の公民館敷地やユースピアゆがわ敷地内での検討が望ましいという意見が複数ありました。

施設の階数については、障がい者や高齢者の身体的負担などを考慮すると平屋が望ましいという意見が複数ありましたが、建設敷地の都合上困難であればエレベーター等の昇降施設を設置する等配慮した上で、複数階での建設という意見もありました。

これらの点については、今後の施設整備を検討・精査していく過程の中で変化していくものと考えられます。

4 施設に必要な機能

施設に必要と考える機能について、委員から挙げられた意見は次のとおりです。先にも述べた通り、単なる別個の機能としてではなく、機能が有機的に連携し、新たな価値創出のため、ハード面、ソフト面とも十分に考慮されるよう今後検討をお願いするものです。

(1) 社会教育・生涯学習機能

地域や暮らし、文化等多様な現代社会において村民が主体的に学習できる場であると同時に、地域コミュニティの再生を担う拠点施設であり、また「地域とともにある学校づくり」を目指す地域教育の拠点施設としての機能も求められます。

(2) 保健福祉・子育て機能

子育て世代を支援する子育て世代包括支援センター（令和6年度より「子ども家庭センター」に移行）、高齢者の健康や生活、介護関係の行政機能や地域包括支援センター機能等を集約し、総合的で多様な村民へ対応するための健康福祉機能を有した施設であることが求められます。

(3) 防災及び危機管理機能

近年、激甚化する災害が増加していることを踏まえ、災害時には専門機関（危機管理センター機能）や避難所等の特化した施設機能、日常的には防災ボランティアスタッフ等が研修等の活動できる拠点施設としての機能が求められます。

(4) その他

複合施設内の機能が有機的に連携できることに加え、本庁舎が持つ行政機能との連携についても検討が必要です。

全世代の村民が、主体的に利用したいと思える施設であることが求められます。

5 各機能に係る具体的な事項

基本構想の内容には盛り込まれない内容だと考えますが、各委員から機能ごとに必要だと考えられる施設・設備等について下記のとおり意見がありました。

○社会教育・生涯学習機能

・和室

茶道や日舞等の日本伝統文化の稽古研鑽に関する活動には欠くことの出来ない必要な施設です。活動に必要な付帯設備（茶道の炉等）についても配慮をお願いするものです。

・調理室

子どもや高齢者、障がいのある方等、多様な方々の利用ニーズに対応

できる調整や移動が可能な調理台や器具等の設置について配慮をお願いするものです。また、災害時には炊き出し所に転用できる設備等の配置もお願いするものです。

- ・ 工作室

陶芸、木工、図画工作、裁縫等、幅広い実習に対応できるよう配慮をお願いするものです。

- ・ 音楽室

歌唱や楽器演奏の練習で利用できるような防音対応の部屋を設けることをお願いするものです。

- ・ 図書室

図書の貸出や返却の手法については、他市町村の事例等も参考にしながら利用しやすい、管理しやすい手法の検討をお願いするものです。また、子どもたちが学習できるような一般の閲覧スペースとは別に学習専用スペースの設置についての配慮をお願いするものです。

○保健福祉・子育て機能

- ・ 健診ルーム

子どもの定期健診等で利用できるようカーペット敷きであることが必要です。また、カーペット敷きであれば、健診等で使用されていないときには、ヨガ等、腰を下ろした活動に兼用できます。

- ・ キッズスペース

絵本読み聞かせや親子遊び等で寝転ぶことができるようにカーペット敷きのスペースの設置が必要です。また、図書室や母子保健関係部署へ接続する動線の配慮も必要です。

- ・ 授乳室

安心できる授乳環境を整えるための必要な授乳スペースの設置はもちろんのこと、水道・給湯設備やベビーベッド、乳幼児専用トイレ・洗面台、おむつ交換台、沐浴シャワー等の設置の配慮もお願いするものです。

○防災及び危機管理機能

非常時に対応する危機管理機能は日常的な機能ではないので、特段専用の部屋は設けずに災害時は他用途で利用している部屋等を、危機管理機能に転用できる設備をあらかじめ設置しておくことも求められます。

○共通

- ・ 駐車場及び多目的広場

利用者の増加を見込み、駐車スペースを広く確保することが必要です。また、複合施設の利用者だけでなく本庁舎や体育館を利用する方々の利便にも供するため県道からの進入路についても検討をお願いするものです。

- ・玄関付近及び廊下
施設内は外履きで入館でき、各室においても外履きのまま入室できるようにお願いするものです。（ただし、和室等や調理室、カーペット敷きのスペースは除く）また、廊下の端や壁面には展示物を掲出できるようにし、入り口付近には施設の予約状況や村からのお知らせ、イベント情報等を表示できるモニター等を設置されることもお願いするものです。
- ・事務室
各機能の連携面から、機能ごとに部屋を区切らず、ワンフロアの中で構成することの検討をお願いするものです。
- ・ホール
村の式典等での活用をふまえ、200名程度は収容できる大ホールが必要です。ステージや椅子等について近年は移動式のものも存在することから、どのような形態が望ましいのか、多用途制や管理面等の十分な検討をお願いするものです。
- ・会議室
研修室としての機能も兼ね合わせた会議室は、概ね大・中・小のタイプを確保し、各室ともに会議や研修の他にも多目的に利用できるよう配慮をお願いするものです。
- ・相談室
多様な個別の相談に対応するため、複数の相談室が必要です。また、乳幼児に同伴する保護者が主に利用する相談室には、ベビーベッドの設置等の配慮をお願いするものです。
- ・トイレ
オストメイト対応トイレ、おむつ交換台、幼児用トイレの設置等、障がい者や子育て世代にやさしい設備の設置をお願いするものです。
- ・昇降設備
高齢者や障がい者の方等、身体の不自由な方へ配慮するため、複数階の施設になる場合には、エレベーターの設置が必須要件となりますので、十分な配慮をお願いするものです。
- ・その他
他にも村民の方等利用される方が自由に使えるフリースペース、救護室、倉庫、さらには屋上の活用等、多くの付帯設備としてあげることが考えられますので、具体的な間取りや設備の設置に当たっては村民の要望や意見を十分に聴き取っていただく配慮をお願いするものです。

第3 提言の補足

公共施設を新たに建設する際には、住民の声を丁寧に聴きながら、建設構想に反映させていただきたいと思います。その際には幅広く聴き取ることが重要であり、住民の意向がしっかりと反映された構想と計画になるようお願いするものです。

また、今後基本計画・基本設計が作成される際にはこれらの点を十分に配慮され、関係者の方々の熟議により成し得た結果を村民に提示されることをお願いするものです。通常は住民の代表者会議と有識者会議を別々で開催する事例が多いですが、議論が前進しやすいよう合同（同一の場）で開催することについてもご検討をお願いします。

最後に、当委員会で検討する案件ではありませんが、現在、多方面で話題となっている建築資材と人件費の高騰問題については、常に建設業界の情報収集等に余念なく緊張感をもって対応されることを期待して提言とさせていただきます。

参考資料

湯川村複合施設建設検討委員会
会議開催状況

回数	日程	内容
第1回	令和5年6月20日	・これまでの経過について ・今後の進め方について ・視察について
第2回	令和5年7月11日	・視察 平田村保健生涯学習施設「ハレスコ」 矢吹町複合施設「KOKOTTO（ココット）」
第3回	令和5年9月26日	・第2回複合施設建設検討委員会（視察）について ・今後の進め方について ・意見交換
第4回	令和5年10月25日	・第3回複合施設建設検討委員会（視察）について ・湯川村公民館等複合施設基本構想（素案）について ・意見交換
第5回	令和6年1月18日	・第4回複合施設建設検討委員会について ・湯川村複合施設建設検討委員会提言書（案）について

湯川村複合施設建設検討委員会 委員名簿

No	役職等	選出区分・所属	委員名
1	委員長	湯川村集落公民館長会	大石 敏巳
2	副委員長	湯川村保健委員会	篠竹 美恵子
3	委員	湯川村教育委員会教育委員	常法寺 萬人
4	委員	湯川村教育委員会社会教育委員	菊地 正孝
5	委員	湯川村文化協会	神田 武宜
6	委員	湯川村体育協会	小林 信房
7	委員	湯川村食生活改善推進員会	赤井 ヒロ子
8	委員	湯川村老人クラブ連合会	栗城 健一
9	委員	ゆがわ幼稚園保護者会	高畑 成美
10	委員	湯川村保育所保護者会	齋藤 友貴
11	委員	公募	渡部 健司
12	委員	公募	鈴木 郁
13	アドバイザー	会津大学短期大学部 教授	柴崎 恭秀
14	事務局	湯川村教育委員会社会教育課 課長兼公民館長	高橋 亮
15	事務局	湯川村教育委員会社会教育課 主幹兼社会教育係長	大場 尚子
16	事務局	湯川村教育委員会社会教育課社会教育係 主査	坂内 俊介
17	事務局	湯川村総務課政策財務係 係長	高橋 健太郎
18	事務局	湯川村総務課政策財務係 主査	片桐 暁
19	事務局	湯川村総務課政策財務係 主査	白岩 仁志

